

# ピクテ新興国 インカム株式ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／株式

## 投資信託説明書(交付目論見書)

平成 23 年 10 月 8 日



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 投資信託証券 (株式)	年 12 回 (毎月)	エマージング	ファンド ・オブ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

※本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する詳細情報は、以下に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネット・ホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- 本目論見書により行う「ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 23 年 10 月 7 日に関東財務局長に提出しており、平成 23 年 10 月 8 日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成 18 年法律第 108 号)に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]  
**ピクテ投信投資顧問株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第 380 号  
 設立年月日: 昭和 61 年 12 月 1 日  
 資本金: 2 億円※  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1 兆 853 億円※  
 ※平成 23 年 8 月末日現在

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
**住友信託銀行株式会社**

(関係当局の認可等を前提に、平成 24 年 4 月 1 日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」に商号を変更する予定です。)

委託会社の照会先



電話番号 0120-56-1805  
 (受付時間: 委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)



インターネット・  
 ホームページ  
<http://www.pictet.co.jp>



携帯サイト  
 (基準価額)



## ファンドの目的

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します

- 主に新興国の企業が発行する高配当利回りの株式に投資します。
- 企業利益の一部を株主に還元する「配当」、さらに配当を増額する「増配」は、一般的に企業業績が順調で利益が成長していることなどを背景に行われます。

#### ●配当とは…

通常、株式を発行した企業は利益を上げると株主にその一部を分配します。その分配された利益を「配当」といいます。

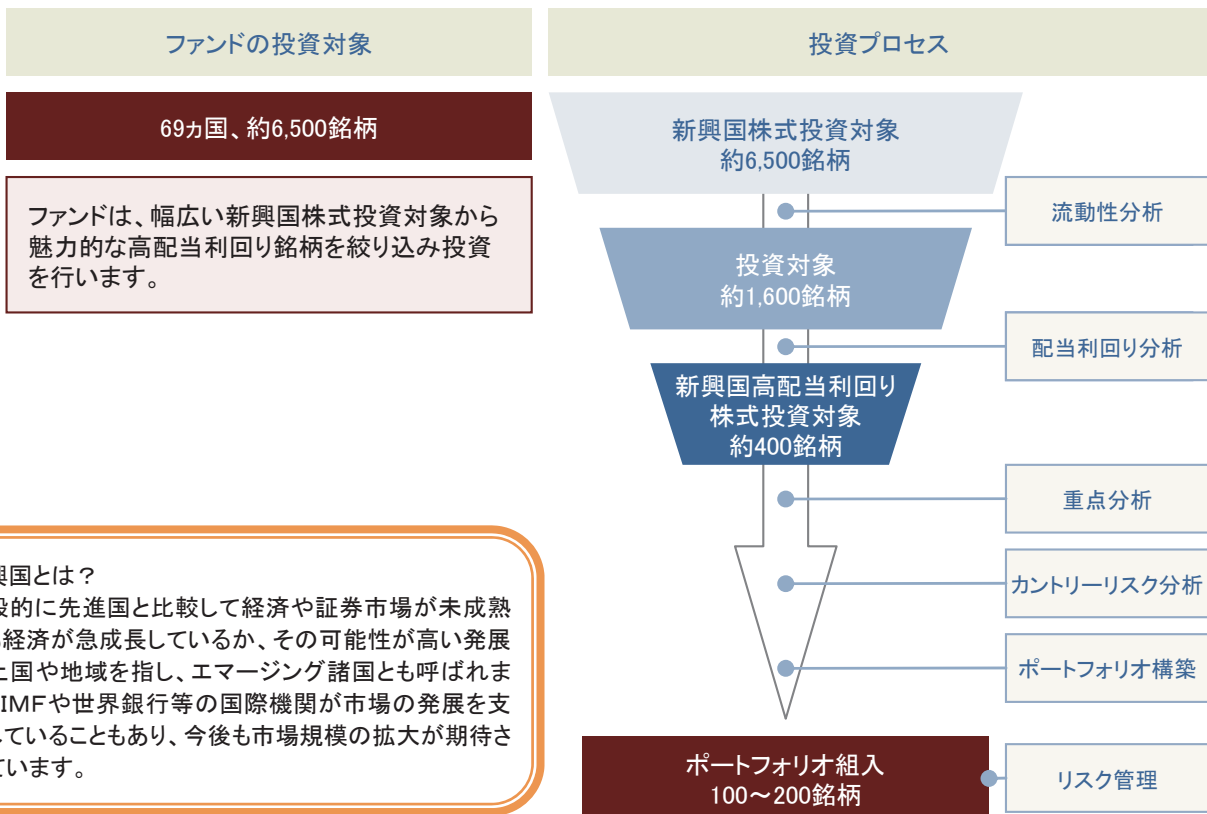
#### ●配当利回りとは…

株価に対する年間配当金の割合を示す指標です。1株当たりの年間配当金額を現在の株価で割って求めます。

$$\text{配当利回り}(\%) = \frac{\text{1株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

### 2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します

- 幅広い投資対象から、魅力的な高配当利回り銘柄に絞り込み投資を行います。



#### 新興国とは？

一般的に先進国と比較して経済や証券市場が未成熟でも経済が急成長しているか、その可能性が高い発展途上国や地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれます。IMFや世界銀行等の国際機関が市場の発展を支援していることもあり、今後も市場規模の拡大が期待されています。

(注)上記は平成23年10月7日現在の投資プロセスです。新興国株式市場の市場環境等により、今後変更される場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
    - 毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
  - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

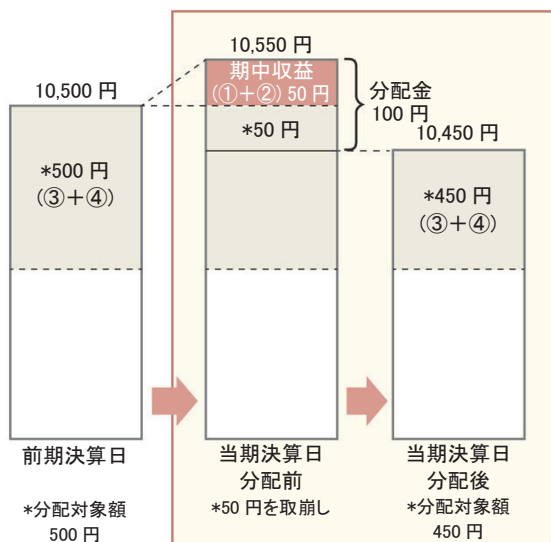
投資信託で分配金が支払われるイメージ



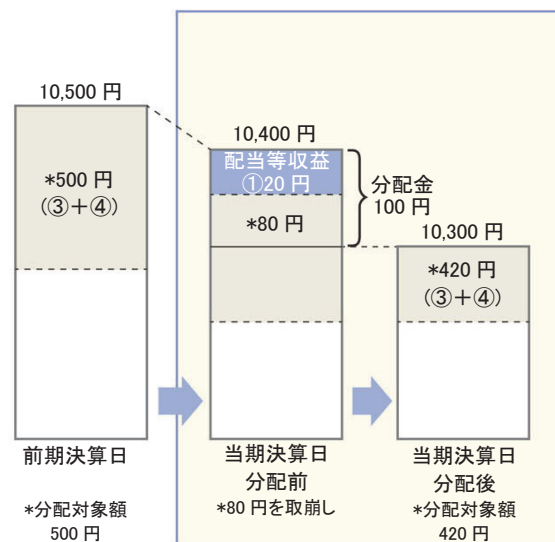
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算から基準価額が下落した場合



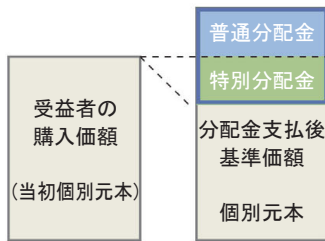
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

# ファンドの目的・特色

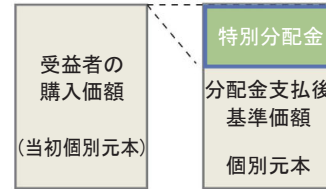
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



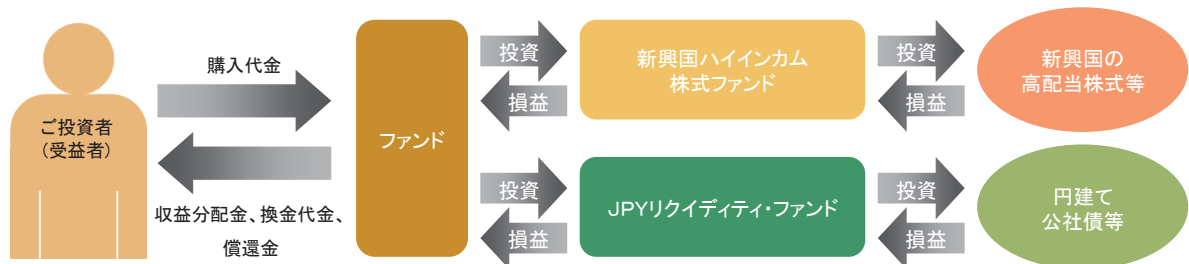
普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「新興国ハイインカム株式ファンド」および「JPYリクイディティ・ファンド」の各投資信託に投資を行います。株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 投資先ファンドの概要

### ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド — 新興国ハイインカム株式ファンド

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・主に新興国に本社を置く企業または新興国で主な事業活動を行っている企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。</li><li>・上場株式への分散投資を基本とします。</li></ul>

(注)本書において上記ファンドを「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります。

### ピクテ — JPY リクイディティ

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・主に公社債等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用を行います。</li><li>・運用資産の平均デュレーションは1年を超えないことを基本とします。</li><li>・投資する証券の発行体の信用格付は、P1/A1(短期信用格付)および A3/A-(長期信用格付)以上を基本とします。</li></ul>

(注)本書において上記ファンドを「JPY リクイディティ・ファンド」という場合があります。

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)



- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

### 為替変動リスク



- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

### カントリーリスク



- ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

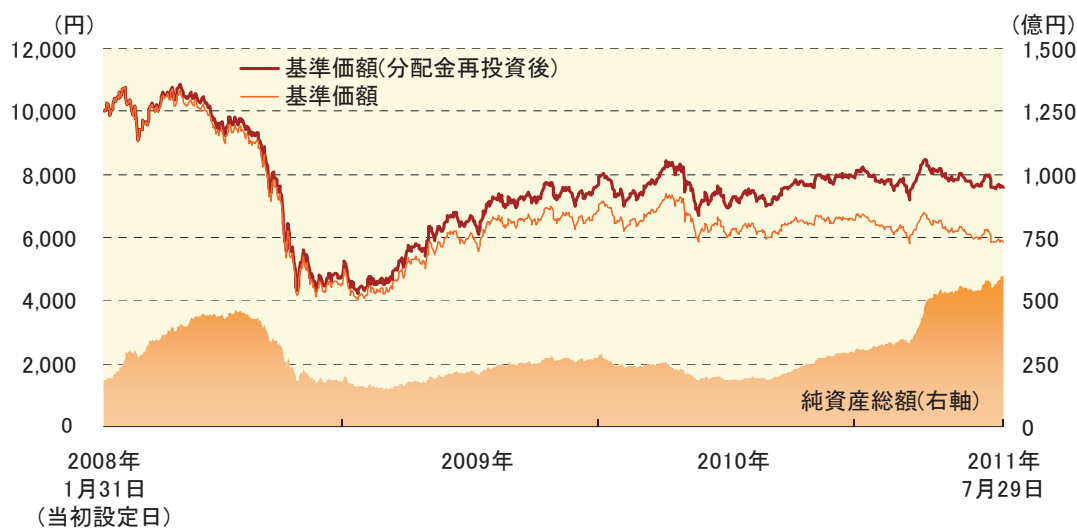
## リスクの管理体制

- 委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

法務コンプライアンス部	コンプライアンス委員会	投資政策管理委員会
日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。	月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。	月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

※リスクの管理体制は、平成23年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)	
決算期	分配金
第1期～第36期(計)	1,380円
第37期 11年3月	60円
第38期 11年4月	60円
第39期 11年5月	60円
第40期 11年6月	60円
第41期 11年7月	75円
直近1年間 累計	685円
設定来 累計	1,695円

## 主要な資産の状況

● 組入上位5カ国・組入上位10銘柄はファンドの主要投資対象である新興国ハイインカム株式ファンドの状況です。

### 資産別構成比

資産名	構成比
1 新興国ハイインカム株式ファンド	97.0%
2 JPYリクイディティ・ファンド	1.0%
3 コール・ローン等、その他	2.0%

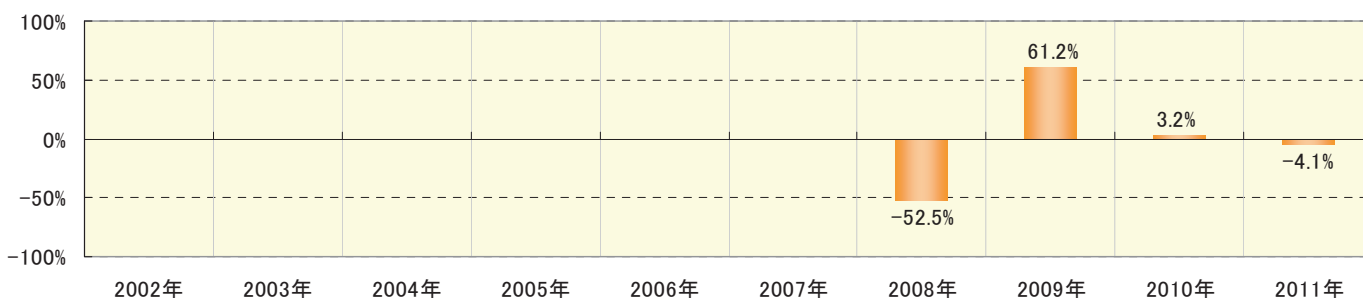
### 組入上位10銘柄

銘柄名	国名	業種名	構成比
1 台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	3.3%
2 クンパ・アイアン・オア	南アフリカ	金属・鉱業	3.1%
3 シエロ	ブラジル	情報技術サービス	3.1%
4 ブラジル銀行	ブラジル	商業銀行	2.9%
5 ミナスジェライス衛生公社	ブラジル	水道	2.8%
6 モバイル テレシステムズ	ロシア	無線通信サービス	2.8%
7 中国工商銀行	中国	商業銀行	2.8%
8 中国銀行	中国	商業銀行	2.7%
9 アフリカン・バンク・インベストメンツ	南アフリカ	各種金融サービス	2.3%
10 ポーランド銅公社	ポーランド	金属・鉱業	1.9%

### 組入上位5カ国

国名	構成比
1 台湾	21.2%
2 ブラジル	20.3%
3 中国	11.9%
4 南アフリカ	8.4%
5 ロシア	7.4%

## 年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したものと計算しています。2008年は当初設定時(2008年1月31日)以降、2011年は7月29日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。  
 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	平成23年10月8日から平成24年4月10日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	3,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.15%</b> (税抜 3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 ※上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額が控除されます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.2075%</b> (税抜 1.15%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分]						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.3675%(税抜 0.35%)</td> <td>年率 0.7875%(税抜 0.75%)</td> <td>年率 0.0525%(税抜 0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.3675%(税抜 0.35%)	年率 0.7875%(税抜 0.75%)	年率 0.0525%(税抜 0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.3675%(税抜 0.35%)	年率 0.7875%(税抜 0.75%)	年率 0.0525%(税抜 0.05%)					
投資対象とする 投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率 0.75%</td> </tr> <tr> <td>JPYリクイディティ・ファンド</td> <td>純資産総額の年率 0.30%(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率 0.75%	JPYリクイディティ・ファンド	純資産総額の年率 0.30%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率 0.75%						
JPYリクイディティ・ファンド	純資産総額の年率 0.30%(上限)						
実質的な負担	最大年率 <b>1.9575%</b> (税抜 1.9%)程度 ※この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。						
その他の費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.0525%</b> (税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>10%</b>
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>10%</b>

※上記は、平成 23 年 8 月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。







ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号  
加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

<http://www.pictet.co.jp>